



千葉動力車

JR当局の処分策動に法的根拠なし!

勤労千葉第二回労働学校は、千葉県労働者福祉センターにおいて開催され、組合員40名が結集する中で、勤労千葉顧問弁護団から内藤隆先生をお迎えし、「ストライキ

三、一八節例しストは如何なる観点からも正当!



権と支配介入」をテーマに講演を受け、今日のJR当局による攻撃(正当なストをストと認めず、不当処分を画策する)に、何らの法的根拠のないことを明らかにした。

講演では、①争議権の確立されてきた歴史と獲得した意義(刑事免責・民事免責)②国鉄-JRの争議権についての認識が、労使共同宣言にみられるスト否定-撲滅の論理にあることを明らかにした上で、③争議権の行使にあたっての前提的制約はないこと。使用者側に対し、組合側は本来予告の義務はなく、基本的には戦術設定(争議の開始・終了)を全て決定できること。

例外として基本的な法律上・信頼関係における制約として、(さまざま)な判例を引用しながら(1)法令上の制約である労働法三七条は、公益の保護を目的としたものであり、予告違反があったからといって経営者との関係で違法とはならず、(2)一般的制約としては、(1)労使の対立関係のない間に開始された(団交を経ない)争議行為は正当性を欠く、ただし労使の争議状況・経営者の出方次第によっては正当性を失わないとし、(2)抜き打ちストについては、使用者側に対して争議行為であることを事前に予告する義務はないが、スト実施と

同時までには通告する義務があること-などが明らかにされ、判例として確定されたものであり、JR当局が主張している「古い判例」などという論旨はなじまないものである。以上みてきた通り、JR当局の主張する「お客さまと会社に寸分の余裕を与えず」という論理は、公益の保護を目的とする労働法三七条の趣旨が使用者側の保護をうたったものでなく、JR側の対応いかんによって組合側は戦術を行使できるものであるから、抜き打ち-違法行為の根拠は成り立たず、戦術拡大の味に ついても予想できえなかつた当局側こそ問題があることが明白とされたのである。

最も勤労千葉は、ストの態様についていささかの手落ちなく、戦術拡大についても当局とのやりとりの中で明らかにしてきたのであって、かかる戦術拡大に踏みきらざるを得ない要件(乗務員の宿泊施設からの排除等)を形成したJR当局に全責任があるのである。

片の法的根拠なきJR当局は、正当なストをストと認めず、勤務認証を不参・否認とし、さらには懲戒免職を含む重処分攻撃を画策している。こうした事を許したならばJRの中は、闇からの無法地帯である(現在のJR当局-JR総連結託体制はすでに不毛の職場を現出させているが)我々は講演で得た、如何なる観点からも正当なストであることを自信と確信を持ち、労働者の最大の権利・武器であるストライキ権を守る勤労千葉の真価をかけて、不当処分策動を粉砕しきろうではないか!

交流センター 5/5-6 合宿(伊豆)に全国から
「交流センター」の第二回合宿が五月五-六日、伊豆の国労働教育センターで開催され参加してきた。全国から集まった二二〇名の仲間と一緒に二日間ビッチリと学習し、五日の夜は三箇所に分宿となり、それぞれの宿で語り合い、夜遅くまで交流会を行った。



初めての参加で、特に印象的だったのは、政府が全力をあげ攻撃を加えている「国鉄」と「教育」の両方で力強い反撃が開始されており、国鉄闘争では、一〇〇人以上の事業団の仲間が大争議団を形成し、不屈に闘いを続けていること。

又、全国の小、中、高校で日の丸、君が代の強制との闘いが爆発しており、この二つの攻防点での闘いが全体を大きく鼓舞激励し、新しい激動をつくり出していることが良くわかり、非常に確信をもつことができたということである。

講演や分科会の討論、全てにわたって参加者は真剣に学んでいた。高い旅費を払い手弁当で参加した仲間たちから「自分のために闘っているんだ」という積極的姿勢がうかがえた。

最後に中野委員長がまじめに行い、「全国各地にくまなく交流センターをつくらう」という訴えに全員が応えていた。

私も、この合宿で得たものを、今後活かして頑張っていく決意です。(通信員T寄稿)